

【11月17日(日)実施『令和元年度教業学区総合防災訓練』についてご案内！】 —各家庭・町内会で取り組む地震発生直後の行動を確認しましょう—

令和元年度の教業学区総合防災訓練は11月17日(日)に実施しますが、今回の訓練では「**各家庭及び町内会での初期措置訓練の実施に重点を置いた防災訓練**」とします。防災訓練の初期措置訓練について以下のような流れでの訓練を実施しますので、ご理解、ご協力をお願いします。



■各家庭の初期措置訓練から避難所(小学校)までの避難訓練の概要

8:30	8:30~8:45	8:45~9:10	~9:30
訓練地震発生	家庭で初期措置訓練	町内会で初期措置訓練	避難訓練
	①自分の身を守る ②家族の安否を確認 ③3つの確認 ④町内会の集合場所へ	①集合場所に集合 ②互いの安否確認 ③救助・消火活動 ④一団で小学校に避難	①小学校に到着 ②避難人数を報告 ③本部で避難状況を集計して、避難完了

■今回の防災訓練での訓練内容の流れ 家庭及び集合場所での訓練内容です

◆家庭における初期措置訓練内容

- ①自分の身を守る
- ②家族の安否を確認する
- ③火の始末、ガスの始末、電気の始末を確認する
- ④非常持出品を確認する
- ⑤家族全員が無事であれば黄色のハンカチを玄関に提示して、集合場所に集まる

◆集合場所での初期措置訓練内容

- ①自主防災部長は各組長報告をもとに避難人数の集計を行う
- ②避難されていない方、黄色のハンカチのない世帯の安否を確認する
- ③閉じ込められている人等をみんなで助け出す
- ④火事が起きていたら、火の小さい内にみんなで消火する
- ⑤自主防災部長は各家庭での初期措置訓練実施を確認する
- ⑥自主防災部長は一団となって小学校への避難を誘導する

地震が起きた後の行動 (出展：京都市防災危機管理情報館)

地震直後の行動

- ①まず最初に自分の身を守ること
- ②揺れが収まったら、家族や身近な人と声を掛け合って無事を確認
- ③同時に火事や起きていないか確認
- ④火が出ていたら大声で近くの人に知らせ、火の小さいうちに消し止める
- ⑤避難する前に、電気のブレーカを落として、ガスの元栓を閉鎖する



地域の集合場所へ

集合場所は被害状況を確認し、力を合わせて災害に対処するための場所です

- ①大きな災害が起きた時にはいったん町内会の集合場所に集まります。
- ②取り残されている人がいないか、声を掛け合って安否確認を行います。
- ③閉じ込められている人や下敷きになった人をみんなで助けます。
- ④火事が起きていたら、火の小さい内にみんなで消火しましょう。
- ⑤状況に応じて、子どもやお年寄り、障がいのある人は先に避難所へ誘導します。



■「防災まち歩き」を実施して、防災まちづくりに向けての課題確認を行いました

6月16日（日）に自主防災部長にお集まりいただき、「防災まち歩き」を実施しました。また、9月8日（日）には防災まちづくりワーキング会議のメンバーでも同様のまち歩きを実施しました。

今回実施した防災まち歩きで確認された防災まちづくり課題について、各家庭での取組、町内会での取組、学区の取組とのそれぞれの立場ごとに想定される取組課題を整理しましたので、ご確認ください。

今後確認された課題をさらに検討を深め、教業学区防災まちづくり計画に反映させます。



■防災まち歩きから見える教業学区の防災まちづくりの検討課題

取組主体	取組課題(案)
各世帯の取組	○地震が起きた後の行動を<u>家族で確認、共有する</u> ○風水害に伴う警戒レベルや避難情報等への理解を深める
町内会の取組	○住民の防災意識の向上の取組と見守り活動の充実を図る ○災害の状況に応じて、複数の町内会の集合場所や避難経路について検討する ○行き止まり路地やトンネル路地等の安全性向上に取り組む ○防災バケツや消火器等の町内会での維持と更新作業を進める ○町内の危険箇所について点検する(ブロック塀、危険建物、空き家等)
学区の取組	○各町内会の防災課題への取組活動を支援する ○学区の避難経路の安全性を検討し、複数の避難経路を住民に提案する ○緊急連絡網についての再検証、再構築を行う ○防災情報や避難情報の住民への迅速、的確な伝達方法を確立する ○災害が発生した時の学区としての取組を学区全体で共有する ・自主防災会と自治連合会、各種団体の協働の取組の推進 ・教業学区避難所運営マニュアルの見直し ・避難所(元教業小)の安全性のチェック

■大雨、台風の際の警戒レベルと避難情報等をもとに自主的に避難行動をとってください

平成30年7月豪雨の教訓から、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))がこの3月に改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、**5段階の警戒レベル**を明記して防災情報が提供されることとなりました。

京都市から**避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)**や**避難勧告(警戒レベル4)**等が発令された際には速やかに避難行動をとってください。

